

神奈川県介護老人保健施設協会リハビリテーション部会会則

(名称)

第1条 本会は神奈川県介護老人保健施設協会リハビリテーション部会と称する。

(事務局)

第2条 本会は金曲を担当部会役員の所属する施設に置く。

(目的)

第3条 本会は県内施設のお互いの連携を密にし、リハビリテーション技術の向上を目指す事を目的とする。

(構成)

第4条 本会は神奈川県介護老人保健施設協会加入の介護老人保健施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士で構成する。

(事業)

第5条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① 各施設のリハビリテーション部会職員との交流・研鑽の場とする。
- ② 研修会・講習会等の開催。
- ③ 関係機関と連携・情報に関すること。
- ④ その他、本会の目的に相当と認められた事項。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- ① 会長 1名
- ② 副会長 1名
- ③ 会計 1名
- ④ 会計監査 1名
- ⑤ ブロック長 6名
- ⑥ ブロック会計 6名

Aブロック	藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町、海老名市、綾瀬市、座間市、大和市
Bブロック	相模原市、厚木市、清川村、愛川町
Cブロック	平塚市、伊勢原市、秦野市、小田原市、箱根町、湯河原町、真鶴町、南足柄市、開成町、山北町、松田町、大井町、中井町、大磯町、二宮町
Dブロック	川崎市、横浜市（青葉区、都筑区、港北区、鶴見区）
Eブロック	横浜市（緑区、神奈川区、瀬谷区、旭区、保土ヶ谷区、西区、泉区、戸塚区、南区、中区）
Fブロック	横浜市（港南区、磯子区、栄区、金沢区）、鎌倉市、逗子市、葉山町、横須賀市、三浦市

(役員を選任)

第7条 役員は会員の中から選出する。

(任期)

第8条 会長・副会長・会計・会計監査の任期は基本的に2年とし、ブロック長・ブロック会計は基本的に1年とする。中途就任者は前任者の残存期間とする。ただし、再任は妨げない。

(任務)

第9条 本会役員の任務は次の通りとする。

- ① 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- ② 副会長は会長の任務を補佐し、会長に事故ある時その任務を代行する。
- ③ 会計は会の会計を司る。
- ④ 会計監査は会計を監査する
- ⑤ ブロック長はブロックの責任者としてブロック勉強会の企画運営を行う。
- ⑥ ブロック会計はブロック内で生じた会計を司る。

(活動内容)

第10条 本会は第3条の目的のため、次の活動を行う。

- ① 研修会は年2回を行う。年度末の研修会に総会も開催する。
- ② ブロック勉強会は各ブロック毎に年3～4回行う。ただし、ブロック合同開催を妨げない。

(議決事項)

第11条 本会の議決事項は次の通りとする。

- ① 総会においては出席者の過半数の賛成をもって採決とする。ただし、所定の委任状を持って出席に変えることが出来る。
- ② 事業計画および報告。
- ③ 会計予算および決算。
- ④ 会則の改正。
- ⑤ 役員を選任。
- ⑥ その他、重要事項。

(経費)

第12条 本会の経費は協会部会費で充当する。ただし、状況により自己負担を生じる場合もある。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は次の通りとする。

- ① 毎年4月1日より3月31日とする。

② 残金は次年度に繰り越す。

(記録)

第14条 本会の記録は会長が保存する。

この会則は平成10年4月1日より施工する。

平成11年3月末に一部改正する。

平成17年3月末に一部改正する。